

# 「体育」概念の形成過程について

森 田 信 博

## The Process of the Formation of Concept “Physical Education”

Nobuhiro MORITA

The purpose of this study was intended to investigate a formation of concept “physical education” in the Meiji era.

As the generalization of this study, I present following points.

- 1) A first concept formes “gymnastics” in military training before the Meiji era.
- 2) “Physical education” in intellectual, moral and physical education is interpreted as “education of physical through activites and hygiene”. The Word “taiiku” was coined by Mr. Kondo in 1876. “Taiiku” has been used formally after the establishment of the national institute of gymnastics.
- 3) “Taiiku” formes “education through only activites”, light gymnastics, military gymnastics and outdoor games.
- 4) The traditonal “Jujutu” is included in teaching materials with gymnastic systematization and gradually develops into the independent education “Budo” (Japanese military arts).
- 5) “Sport” and “athletic” are not different from “physical education”. All Kinds of physical activites are generally called “Physical education”.
- 6) “Physical education” has been formed japanes comprehensive concept in school education.

### はじめに

「体育」とは何か。「体育」とはどのように定義づけされるのか。「体育」の概念はどう規定されるのか。「体育」にかかわる諸現象が、実践を中核として展開してきた経緯から、この厳密であるべき事柄への取り組みがすすめられている一方、極めて曖昧なままになっているのが現状であろう。「体育」、「運動」、「競技」、「体操」、「スポーツ」あるいは「武道」、「体力」、「健康」、「保健」という用語は、明らかに異なる事象にもかかわらず、時として区別のない同義的な使用や使用者の理解によって不明確な表現として

使い分けられることが多い。個人の問題だけではなく、「日本体育協会」は日本の「スポーツ」の総合的統括団であるが「Japan Amateur Sports Association」と英訳され「国民体育大会」は「National Sports Festival」と訳され、ここでは「体育」は「スポーツ」と表現されている。各種の「スポーツ」種目の大会は「競技」大会あるいは「体育」大会と呼ばれているし、学校で開催されている「運動」会も「体育」祭あるいは「体育」大会と変化してきている。「体育」用服装は「体操」服、「運動」着、「スポーツ」ウェアである。最近ではほとんどないが、体育教師も「体操」の先生と呼ばれていたことが多い。

ここには、「体育」とはどう定義づけられているのかが明確ではないという問題と同時になぜ「体育」にこのような概念が形成されてきたのかという歴史的過程が問題になる。明治5年の「学制」発布により学校教育に「体育」が位置づけられたが、教科名としては「体術」であり、明治6年に「体操」となり、昭和16年に「体練」に変更され、「体育」という名称が教科名になるのは、第二次世界大戦後まで一度もなかった。当小論では、日本において、外来語の訳語である「体育」という表現の概念が形成されていく明治時代に焦点をあわせ、拡大解釈されるにいたる経緯を明らかにし、「体育」の表現にかかわる問題点を明らかにすることを課題としている。

## 1. 学制発布と学校体育の誕生

### 1. 学制発布以前の「体育」の状況

日本では明治以前にも、身体の養生や鍛錬さらには稽古といった健康や衛生に関連した用語や事柄がなかったわけではないが、「体育」的な表現も概念もなかったと見るのが妥当であろう。欧米の「体育」的運動に最初に取り組んでいくのが幕末に始まった洋式軍隊の訓練であり、洋式操練の基礎段階に位置づけられた「gymnastics」が指導されていく。1867年の幕府陸軍の創設の指揮をとったフランス軍事顧問シャノアンによる、フランス式「gymnastique」は「練体法」と呼ばれ、明治元年に田辺良輔はこの仏語に「体術」という訳語をあてた<sup>1)</sup>。

さらに「体学」とも呼ばれながら、初年兵教育の基本方針とされ、『仏蘭西歩兵程式』や『新兵体術教練』などで明らかのように、兵士の体格、体力の向上に用いられている<sup>2)</sup>。明治時代にはいるとこの語が「体操」という用語でも用いられるようになる。官立、私立の学校も創設され、欧米の学校教育とともに体育的運動が紹介されていくが、明治5年の学制発布により、小学校教科に「体術」として組み込まれていく。しかし名目的であり実施方法を示す「小学教則」

には「体術」はなく、内容も不明のままであった。これまで「体育」という発想がなかった日本に欧米の近代教育制度の一側面をなしていた「体育」をとにかく導入していこうとする姿勢が示されたのである。

### 2. 学制と「体操科」の内容

富強国家の建設をめざし、知的側面を重視した国民皆学の近代的教育制度となる「学制」においては、「体育」はあくまでも形式的なもので、小学教科に示された「体術」はまさに空文で、実施方法、内容さえ示されなかった。「体術」は翌6年の改正小学校教則で「体操」に変更になるとともに「毎級体操を置く、体操は1日1、2時間を以て足りすとす、榭中体操法図、東京師範学校板体操図等の書によりてなすべし<sup>3)</sup>と内容が示される。以後、明治11年に体操伝習所が設置されるまでは、体操科の具体的内容は、シュレーパーの医療的室内体操(1855年)の巻末付録を訳した45種目の体操の榭中体操法図とメースンの体操便覧(1871年)に掲げられた32種目の体操を配した東京師範学校板体操図とベルギユ著(1872年)、石橋好一訳の『体操書』(明治7年)に示された徒手体操と田辺良輔の『新兵体術教練』を小学生向けにアレンジした『小学必携体操図解』(明治7年)などである。教材内容から、場所もとらず、活動量も少ない養生的医療的で健康の保持が目標となるものと考えられるが、図を示されただけで、どの程度の指導が可能であり、実践が期待できたのかは疑問である。目標も明確にされずに科目名と図表が示されただけの「体操」は概念的には明治初年のまま留まらざるを得なかった。

### 3. 「physical education」の訳語としての「体育」

明治5年以降になると、いわゆる欧米の三育主義の教育思想が紹介されるようになり、その一要素でもある「physical education」の訳語が問題となってくる。説明的な文章を用いるものが多い中で、明治6年箕作麟祥訳『教導説』には、「体の教え」という直訳が試みられている。

その後、欧米教育論の紹介が増加するにつれ「physical education」の適切な訳語の必要がせまれ、『文部省雑誌』をはじめ、教育関係の雑誌の中でさまざまな表現が繰り返されることになる。明治8年の『文部省雑誌』に「身体に関する教育」、「身体教育」さらには「身体之教育」、「身体教育」という表現がみられ、その簡略語としての「身教」も用いられる。

明治9年3月10日発行の『文部省雑誌』第6号で、近藤鎮三が『独逸教育論抄』のなかで初めて「physical education」を「体育」という表現であらわしている。これは「physical education」の概念化の試みではなく「身体教育」の熟語化の一試行と見るべきのである。しかし、近藤はこの後も明治10年9月の『教育雑誌』（第52号）そして同年の『教育新誌』（第7号）にも「体育」という語を用いて、「身体教育」の簡略後の試みから「体育」の概念を示す用語として使用していくことになる。「身体教育」からの簡略語の試みは「身教」、「育体」という熟語も生み出したが、語感により例外的にしか用いられないようである。

「physical education」の概念を含め、日本語訳を進める試みが「身体」ないしは「からだ」に関する教育という意識を明確にするにしたがい「身体教育」の熟語に落ち着き、その簡略語としての「体育」という表現が認知されていくと考えられる。欧米の教育の導入に伴いスペンサーの三育主義の「intellectual education, moral education, physical education」の三つの概念の日本語表の試みが、「体育」という用語を生み出し、知識、精神・道徳に関する教育に対して、身体教育という心身二元論の立場から、概念が浮かび上がってくる。

## II. 体操伝習所の設立と「体育」概念

### 1. 用語「体育」の定着

明治11年10月24日、文部省布達5号により、体操伝習所が設立され「本邦教育の方法は、専ら智育の一方に傾向して、体育の諸術は概ね

之を放着して復た其利害を唱える者なきか如し」と設立の主旨に沿って、知育偏重による身体的側面の軽視の是正と従来諸学校で行われてきた「軍式の体操」や「撃剣などの武術」を身体教育には不十分であることを認め、「完全なる体操」を教授する「体育学の教師」リーランドをアメリカより招聘した旨を明らかにしている。文部省は年報を通してこれまでの「身体教育」という表現をやめ、ほとんど例外なく「体育」という表現を用いていく。公文書に「体育」が用いられることにより、民間の各種雑誌にも「身体教育」よりも「体育」という表現が増加していく。

体操伝習所でリーランドの指導を筆記した、久松義典は『体育新書』（明治12年）を著し、横井琢磨も同じくリーランドの講義録を『体育論』（明治16年）として出版していくように、「体育」の専門図書名には「身体教育」は見られず、おおむね「体育」か科目名の「体操」が用いられていく。このように体操伝習所の設立を契機に、公文書での「体育」の統一的使用により明治10年代に「体育」という用語が、日本語として一般化し、定着したと考えられる。

### 2. 三育主義での「身体教育」としての「体育」

「身体教育」から「体育」が造語され定着していく経緯から、「体育」が三育主義の意味での「身体教育」という概念で把握されていくことが明らかとなる。すなわち運動と保健衛生を手段とした身体健全な発育を促し、知性、道徳性と相まって調和的な人間形成を図るものである。その意味では三育主義は個人主義的な教育思想ではあるが、富国強兵が国の大前提であり、体操伝習所では、個人の価値を国家の価値と結びつけるように積極的な取り組みを行っていく。「体育」には、運動を中核とする積極的な側面と衛生、養生、衣、食、住といった側面が求められる。『新制体操法』『新撰体操書』『体育論』さらには『小学普通体操法』では、運動の中心である軽体操の他、衣・食・住、休養などの衛生面に関する事項が掲げられる。運動と衛生があいまってこそ、三育主義の「身体教育」

としての「体育」になり得るとする定義が、明治10年代後半に形成される。

「体育」奨励をめざし合理的な保健衛生的な取り組みが実施され、学校衛生として種々の法令が施行されるのは、明治30年前半になってからであるが、発育、発達、体格、体力さらには学校教育全般の保健衛生的環境改善に対する調査、研究、指導が具体化していく。そこでは、「身体教育」の意味での「体育」という概念であると同時に、体力、体格、健康などと同義的に把握されていくことになる。

### 3. 体操を手段とする「体育」

体操伝習所は、三育主義に基づく「体育」を標榜し保健衛生面の重要性を認めながらも、衛生学が未発達の状況にもあり、結果的にはリーランドの主張する軽体操中心の「体育」が展開されていく。英学、和漢学、数学や解剖学、生理学、健全学などの学科目の講義も開講されているが、体育術、男子・女子・幼児体操術、美容術、調声操法が中心に教授される。特にリーランドは、知育偏重から生じる運動軽視を見直し、健康な身体形成や障害や疾病を防止するためのものが「体育」であり、それを目標にして合理的に規定された最適の教育的の手段が「軽体操」であると考え、軍式体操や器械使用の「重体操」さらには遊戯に対して批判的態度をとる。具体的内容としては、徒手体操の他、啞鈴、球竿、木環、棍棒、豆囊体操が中心のきわめて保健的な体操であるが、『新制体操法』、『新撰体操書』さらには坪井玄道が「普通体操」と呼びかえた『小学普通体操法』などの詳細な解説書により「体育」の主要教材となっていく。「重体操」や遊戯との取り扱いの差が「体育」とは、「軽体操（普通体操）」を行うことと同義的に考えられようになる。

わずか9年間で閉鎖された体操伝習所の数多くの業績は、体操科専門教師の養成、諸学校の体操科指導の充実さらには身体的効果を客観的に測定しようと「活力計測」の継続的实施、兵式体操、柔剣術、戸外遊戯の調査研究などがあげられるが、何よりも「体操」の研究、指導に

より「体育」の一般的認識を高めたことであろう。ここに、「軽体操（普通体操）」という運動のみを手段とする「身体教育」としての「体育」の概念が誕生する。

## III. 運動教育としての「体育」

### 1. 兵式体操を手段とする「体育」

体操伝習所は、前述したように軍隊式の体操を学校の「体育」として実施することは不適切としてきたが、明治13年には文部省の意向で陸軍教導団の士官、下士官を教官とする歩兵操練が体操伝習所で実施され、翌年には正式な教科に加えられていく。この背景には、三育主義とはまったく別に、富国強兵主義、軍事力強化策の場を学校に求めようとする、森有礼らを代表とする兵式体操論の主張が大きく影響している。

明治16年12月に大幅に改正された徴兵令により男子中等学校で歩兵操練が義務づけられ、翌年文部省は体操伝習所へ、諸学校で実施すべき歩兵操練の程度、実施方法と小学校での実施の是非の調査研究を命じている。伝習所の報告は、現状を追認し小学校でも適切な運動を選択する限り有益であるとした。

これを受けようとして、明治18年、文部省から「兵式体操要領」が出され、歩兵の個人的・集団的戦技訓練の歩兵操練から明確に軍隊式の体操とされ、「音に体力を発達するのみならず、併せて身躯を強健にし、志気を鋭にし、又善く秩序を守り、沈毅事に耐ふるも習慣を得せしむるに在り」と本旨が示される。ここには森有礼の国家主義的な発想に基づく国民教育としての兵式体操による「体育」という考えが示されている。三育主義に立つ体操伝習所の保健的、合理的「軽体操」に対して、欧米列強に伍していく国民教育に欠けているものを「兵式体操」で補おうとしている。すなわち、身体的に強健であると同時に精神的、徳育的性格形成に効果がある「兵式体操」を「体育」として実施しようとするものである。三育主義の「体育」の概念から言え

ば、むしろ徳育、道徳教育に含まれるべきものを「体操」の名を用いて心身の教育を「体育」と定義づけていく。そして明治19年4月に森有礼文相の思想を明示する小学校令をはじめとする中等、高等、師範教育に関する法令が公布され、兵式体操を核とする国体主義の「体育」が推進され、憲法発布そして国体主義の根本精神を明示した教育勅語公布と明治、大正そして昭和と続く日本の近代教育制度の基本が確立されていく。

## 2. 兵式体操の目標

明治19年の学校令制定により、兵式体操は小学校低学年を除くすべての男子の体操科教材と位置づけられ、特に師範学校令では「生徒をして順良信愛威重の気質を備えしむる」<sup>5)</sup>と兵式体操を重視したものとなっている。まさに森の教育の目的とする、従順、友情、威儀の三気質を言い改めたものである。

高等小学校では隊列運動と呼ばれ、『普通体操隊列運動法』(松石安治著、明治19年)『小学隊列運動法』(飯塚勘蔵著、明治19年)などの指導参考書が著されるが共に序文には以下のように記されている。

前者では「子弟の發育を完全ならしむるのみならず順従の良習友愛の美俗を得せしめ随て威儀品格を修養せしむる道に於いて」とのべ隊列運動の目的は「生徒に規律の習慣を与え体力を強健にし品格気質を高尚にするに在り」<sup>6)</sup>また後者では「此運動の目的は規律を厳正にして従順の習慣を養成し各々伍を組みて友情を深厚にし又統督者となりては威儀あらんことを涵養し兼て気質を高尚ならしむと共に体力を強健にするに在り」<sup>7)</sup>

翌20年1月に兵式体操と改称されるに伴い、『小学兵式体操書』(松岡彪編著、明治21年)となるが目的も同じであり、内容的にも、軍隊の教練、歩兵操典から選択された部隊行動の基礎技能を含め広範な規律訓練を行い士気の昂揚を求めていくものである。中学校4年生から実施された兵式体操は、歩兵操典に沿って指導され、5年生には銃銃の教練が課せられていく。さ

らに兵式体操の一部として、陸軍式柔軟体操も行われていく。師範学校の兵式体操では、生兵学(徒手教練)、中隊学、行軍、演習兵学、大意、測図が内容とされる。

明治23年の改正小学校令により学校教育の目的の明示そして翌年の小学校教則大綱により「体操」の目的が明らかにされていくが「体操は身体の成長を均斉して健康ならしめ、精神を快活にして剛毅ならしめ、兼ねて規律を守る習慣を養うを以て要旨とす」<sup>8)</sup>というように、兵式体操の目標と同じ内容であり小学校男子にも兵式体操が課せられるように一段と「体育」の兵式体操化が進んでいく。ここには兵式体操という運動によって、身体、精神そして実践的スキルを教育していくことが「体育」であるという概念が見い出される。

## 3. 戸外遊戯を手段とする「体育」

「遊戯」と称される一群の活動が、明治はじめから身体教育の意味での「体育」の視点からあるいは体操の代用ないしは体操と区別なく小学校で実施されてきた。明治14年5月の「小学校教則綱領」では、初等科の体操教材として「適宜の遊戯」を導入として当てられたが、具体的内容は示されず文部省から『童女笠』(カステル訳、明治9年)という参考図書が出版されているが、「小学校での遊戯としては、まりつき、おにごと、わまわし、はねつき、こまなど従来の日常的なものが行われた」<sup>9)</sup>と推測される程度である。体操伝習所でも、遊戯に対して関心を払っていたが、教科外の運動としての扱いに留まっていく。明治10年代後半には、この遊戯の中で、特に活動的なものが「戸外遊戯」と称されるようになり、「体操」と同様の扱いを受けながら「体育」の手段とされていく。

多くの遊戯が子どもの自発的な欲求や要求にねざし、気晴らしや楽しみの対象でしかないことが、積極的な奨励をためらわせていたが、坪井玄道を中心とする体操伝習所の関係者は戸外遊戯の身体的な効果のみならず精神的な価値をも考慮して「体育」の課題として取り組むことになる。この背景には、ベルツや内閣顧

問テヒョウの戸外遊戯に対する指摘や『Outdoor Games』（明治16年）を著すストレンジらの活動が見られる。

明治18年、坪井玄道と田中盛業は『戸外遊戯法 一名戸外運動法』を著し、緒言で次のように述べる。

「身体錬成の法は元来合式体操（軽運動）のみを以て足るものに非ず又併せて戸外運動（遊戯法）をも研究せざるべからず蓋し戸外遊戯の利益たる畜に身体の強健を増進する而已ならず亦大に心神を爽快にし優暢快活の気風を養成し児童体育上実に欠く可らざるの一科とす」<sup>10</sup>ここでは、従来伝習所の「体育」は三育主義に基づく「身体教育」の意味であったが、「体育」の手段を「軽体操」から戸外遊戯まで拡大し同時に、心身にわたる教育をめざすとしている。つまり兵式体操と同様に戸外遊戯を手段とした教育を「体育」と定義づけていく。この点をさらに明確に表現しているのが『戸外遊戯法』の序で西村貞が述べている「共同和諧の精神」の育成という徳育をも含む考え方である。「我が邦の遊戯は常に共同和諧の精神を発露するの有様に乏しきものの如し是独遊戯の一事に止らず一般人民の風として事業上往々然るものあり思うに教育の方法其れの源因の最たるものならん故に学校の遊戯に於いても常に此の精神を養成せん事を以て一主眼とせざるべからず」。

これ以後、数多くの戸外遊戯書が出版されるようになり、小学校の体操科の内容として位置づけられて、さらに上級学校でも体操科内外において奨励され実施されていく。『遊戯法』（白浜重敬・志々目清真編、明治27年）では全国府県師範学校附属小学校24校で実施されている戸外遊戯が調査がなされ幅広い普及の状況がまとめられ、30年代の流行的な普及の下地となる。

#### IV. 「体育」と「武道」

##### 1. 「伝来武術」の正課採用への取り組み

学校の「体育」が体操科として、軽体操（普

通体操）、兵式体操（歩兵操練）そして戸外遊戯（遊戯）を内容として確立していくなかで、体操伝習所の設置で不適切とされ除外された日本伝来の武術も「体育」として実施する主張が強まってくる。明治以来の合理主義的文明開化策と欧米近代化体制への揺り戻し現象でもある。明治16年5月、文部省は武術の正課採用の声を受け、体操伝習所に剣術及び柔術の教育上の利害を諮問する。これに対し各種の伝来武術を調査研究し、翌17年10月に伝習所は極めて批判的な報告を示す。「身体の發育助長、持久力、護身力、気力などを養うことができる」としながらも「身体の調和的発達を妨げ、多少危険を伴い、闘争心を誘発し勝敗にとられる風を助長しやすいなど、心身の発達に応じた指導が困難で、経済上、管理上学校の正課として採用することは不適切」<sup>11</sup>というものである。この点は兵式体操に対する答申と対比をなすもので、伝習所の保健衛生的な合理主義の結果であり、文部省の欧米式軍制確立の優先方針のあらわれであろう。

この点は明治時代さらに大正時代を通して文部省の採用への消極的態度がほとんど変化しないことで明らかである。

さらに兵式体操を積極的に推進した森文相は、伝統的武術は精神的な側面を強調するものの「一対一の技術錬磨と、その底にあるいささか時代逆行的な武道精神に不満」を示し国家主義的で富強主義的国民「体育」には不適切と考えている。

それでも教育勅語の発布を背景に国粹的尚武論の立場から、伝来の武術を「体育」の手段として把握し、正課採用が活発化してくる。中等学校などでは課外で武術を実施する所も増加し、日清戦争に向かって、忠君愛国の道徳が説かれると伝来の武術も尚武、気質などの徳を前面にだし、武術こそ「体育」であるとの主張が繰り返される。明治28年4月には「大日本武徳会」が結成され、国粹的尚武論に基づく武術教育、すなわち「武道」の概念を形成させる。

伝統的な「武徳」を極度に強調し、伝来武術を手段とした心身にわたる教育、すなわち武道

という概念は、本来運動の一部である伝来武術を手段としながらも「体育」とは異なる概念を形成していく。それはさまざまな伝来の武術の持つ不整合、不統一や安全対策、教授方法改善の立ち後れそして何より合理主義的、保健衛生的な分析に耐えうる客観性を示すことができなかった結果でもある。剣術および柔術の衛生上の利害に関して明治29年7月に設立された学校衛生顧問会議は「満15歳以上の強壯者に限り任意に正課外に行はしむるは可なれども随意科とするは不可なり」と従来どおりの否定的態度で、伝来の武術を遊戯の一種として課外に留めていく。この後、明治38年の「体操遊戯取調報告」、41年衆議院委員会の「体育に関する建議案」でも同様であるが、43年全国師範学校校長会議の「体操科の一部として撃剣を必修させることの可否」の答申を受け、文部省は明治44年7月に中学校令の改正に際して法的に採用することになる。しかし正課必修ではなく「撃剣及柔道を加ふることを得」とする事実上は随意科に過ぎなく文部省の伝来武術に対する否定的な姿勢は続いていく。

大正2年の「学校体操教授要目」（撃剣及び柔術）さらには大正15年の「改正学校体操教授要目」（剣道及柔道）でも正課外に置かれ「別に一定の方式を示さず従来の方法により適宜之を授くべし」とされるが、昭和6年の改正中学校令で法令上で必修となり、昭和16年の国民学校令では体操科を改称した、体練科に「体操」と「武道」が独立して設置される程に重要視されるにいたる<sup>12)</sup>。

## 2. 伝来武術の「体育」化としての「武術体操」

諸学校での伝来武術の確実な普及にもかかわらず、体操科正課採用への文部省の否定的消極的姿勢に対して、「武道」として更なる学校内外の振興や民間運動を盛り上げ伝統的な精神を振り所に国民への賛同を求めると同時に他方では、普通体操、兵式体操との妥協を求めようとする動きが起こってくる。小沢卯之助の『武道改良教授式武術体操論』（明治29年）橋本新太郎の『新案撃剣体操法』（明治29年）に始まる

一連の武術体操の解説書である。

小沢は、まず普通体操の改良を説き、それに対して改善された「武術体操」の身体上、精神上、実用上及び間接の利益を詳細に論じて「今普通教育に武術体操を応用せば完全なる第二の国民を養成する点に於いて大益あるのみならず実用に益し社会を利するの大なり政に吾人は改良普通体操と共に普く世の大中小学校及び各種学校に行はれ且つ一般国民が之を励行せんことを切望する者なり」<sup>13)</sup>と総括している。さらに小沢は30年に『武術体操法』を著し「本邦武道各流派の法式中体育方法として適當なる者を抜萃し且つ歩兵操典、騎士操典、体操教範、剣術教範、舶刀操法、舶槍操法、陸軍札式、普通札法等の諸書を参酌し之を体操に同化せしめ興味を感じつつ少時間を以て能ふ体育の目的を達し傍ら実用にえきせしめん」と述べ「棒体操」「刀体操」「薙刀体操」「槍体操」について図説を交えて「体育」として適切であることを主張する。<sup>14)</sup>橋本の『新案撃剣体操法』では、撃剣を号令によって型の演習を行うように考案して体操科化している。これ以外にも『薙刀体操法』『木剣体操法』『小学校武道体操法』などが明治30年代後半から40年代に出版されている。

これらは、正課採用否定の理由にされる、安全対策、集団的教授方法の改善さらには身体的、精神的な効果を見直し、「体操」と表現することにより正当性を主張するのである。武道の近代化への一過程と見ることもできるしこれらの試みと日露戦争を契機とする一層の国家主義的な徳育教育強調のなかで伝来武術も武道として広い支持が生まれたことも確かである。しかしながら伝来武術は、武術教育としての「武道」として「体育」とは別の概念を形成していくことになる。普通体操、兵式体操、戸外遊戯が心身の教育としての「体育」概念を形成したのと同様に、武術という運動を手段にした心身の教育は「体育」という概念で把握されるが、「武道」という概念は、意識的に「体育」概念と区別され独立して位置づけられていく。

## V. 「体育」と「運動」、「競技」、「スポーツ」

### 1. 大学での運動教育

学制公布により、東京大学の前身である大学南校、開成学校でも正課として「体操」が実施されていたが、明治10年東京大学と改称されるに従い、体操科が廃止される。他の官立学校も同様に正課の専門的「学問」が中心となり、「体操」はあくまでも課外に、必要に応じて行われるものとされた。当然運動習慣に乏しい大学生が積極的に「体操」に取り組むこともなかったが、外国人教師の余暇活動という側面を含みながらも各種の運動種目が行われるようになる。明治7年に海軍兵学寮で英国海軍武官の来任により運動会といえる「生徒競走遊戯会」が開かれ、11年にはクラークの意向で「体操、練兵」を実施していた札幌農学校でも同様の運動会が開催される。これらに続き明治16年6月に東京大学で初の運動会が行われると、ストレンジの名とともに「課外運動」への関心、奨励が各地で高まっていく。ストレンジは『Outdoor Games』（明治16年）を著し、運動やゲームに対してまったく知識を持たない学生への一助とし、精神的訓練 (mental exercises) と身体的訓練 (physical exercises) の必要性を説き、積極的に運動の奨励を図っていく。東京大学では、この結果、明治19年に校友会組織である「運動会」が設立される。

正課の「学問」に対して、課外の「運動」という考えに基づき、もともと「体操」であったものが各種の「課外運動」にかわって奨励されていく。ストレンジに代表されるように保健衛生的な身体教育ではなく心身の教育をめざした「体育」へと移行していく。しかし大学では、「体育」という発想ではなく、学問に対する「運動」という概念が「体育」と同義的に用いられていく。

### 2. 諸学校の課外クラブ活動と競技化

明治19年の東京大学の校友会「運動会」の設

立を受けるように、20年代にはいと全国の大学、中等学校に自発的に課外クラブである「運動会」が組織される。各種の戸外遊戯と同時に伝来武術も行われるようになる。各種の「遊戯法」に関する図書により盛んになる一方で、中等学校の「運動会」には、自由や自治よりも忍耐、規律、服従を重んじ、野卑で非合理的な練習などがあえて行われ、武士道的な徳目が強調されるような独特の雰囲気を生み出していく。この傾向は、日清戦争後の30年代には、社会的の解放的風潮や西欧的な自由の感覚が学制風紀や道義の乱れとも受けとめられ、学制風紀の矯正、校規の振粛を目的として、特に交友会運動部(会)がその担い手とされる。本来自発的な会であったが、そこでの教育的効果は体育奨励という教育関係の期待を越えて、質実剛健、自己犠牲、忠誠心、愛校心、愛国心など運動家精神が発揮され校風刷新さえ担う存在となっていく。30年代半ばになると、陸上、野球、ボートの他に軟式テニス、ラグビー、サッカーなどの球技が増加し、種目ごとの発展分化が進み競技会も開催されはじめる。

しかし30年代末には、勝敗や記録にのみこだわる競技主義や学業への悪影響が指摘され、かつての運動家精神、武士道精神を求める主張がされていく。勝利至上主義や競技主義は早慶野球試合の中止や競技会での応援団同士の騒乱など教育関係者の期待とはまったく逆行する事態におよび文部省は明治40年7月に全国中学校校長会議に「各学校に行なわれる競技運動の利害および其弊害を防止する方法如何」を諮問する。

この報告書で一層明確となるが、運動(部)会はあくまで課外の活動であり体育を奨励するための手段であるはずが、「体育」そのものとして把握されている。さらに学校以外の主催する競技会の「運動競技」さえ「体育」と捉えられる。競技としての運動と教育としての運動を区別して、それぞれの固有の価値を認める発想ではなかった。



### 3. 明治時代の「スポーツ」という表現

欧米の「スポーツ」が日本に紹介されるのは、江戸時代中期で1717年には、フェンシングを時の将軍が見た記録が残されているが、幕末の欧米人の来日以後、今日の「スポーツ」が行われるようになる。横浜、神戸に居留した外国人の間で始まり、招聘された外国人教師によっても指導され、陸上競技、蹴球、庭球、漕艇、野球などは明治と共に伝来している。<sup>15)</sup>さらに欧米の留学から戻った日本人も各種のスポーツの紹介に一役を担うことになる。

「sport」という用語も、英和辞典から見ると、江戸時代中期には「消暇、なぐさみ」の翻訳がされ、明治時代を通じて「慰み、滑稽、嘲奔、遊戯、遊獵」などの訳語が当てられている。<sup>16)</sup>学制が公布され坪井が『戸外遊戯法』を著しても、普通体操、兵式体操に属さない運動はすべて「遊戯」と称され小学校の教材として留まることになる。「sport」ないし総称としての「sports」は、それぞれの種目は前述した課外の運動部（会）により種極的に実施され普及発展していくが、明治時代には「スポーツ」という表現は用いられることなく、「遊戯」「戸外遊戯」「運動」「運動競技」「競技運動」などがそれぞれの際に特別意識されることなく利用されていく。

明治30年に創刊される初の「スポーツ」の専門雑誌は『運動界』と称され、その後各種の「スポーツ」技術解説書出版されるが、ほとんど種目名を書名としている。例えば明治時代に最も多く出版された野球関連では、『ベースボール術』（29年）『野球』（30年）『新式ベースボール術』（31年）『最近野球術』（38年）などである。「スポーツ」全般にわたる図書としては、晴光館編の『競技運動体育読本』（36年）や「総合的スポーツ科学書の先駆」と評される武田千代三郎の『理論実践競技運動』（37年）が出版されているが、いずれも「スポーツ」という表現を用いることはなかった。

結局「スポーツ」という表現は、大正2年に永井道明の「体育講話」の中の「遊戯スポーツ（Sport）」という表現であるが、「sport」の概念

を伝える適切な日本語として、「スポーツ」が普及するのは、大正12年の『アサヒスポーツ』（朝日新聞社）の出版以後である。<sup>17)</sup>

### おわりに

日本における「体育」の概念形成は、明治時代と共に始まったと考えられる。近代的な欧米の軍事制度の導入により、軍隊に「gymnastic」が実施されることになり、学制ではその延長上に「体術」科が設置されることになるが、欧米の三育主義に基づく「physical education」の概念が導入され、その日本語訳の試みから「体育」概念の形成が始まる。

「身体に関する教育」から「身体教育」の訳語に落ち着くことになるが、明治9年に近藤鎮三が「身体教育」を簡略化し「体育」という造語を用いると徐々に一般化し、体操伝習所の設立により文部省が「体育」を統一的に用いはじめて定着したと見る事ができる。その意味で「体育」の概念は、知育、徳育、体育からなる三育主義の身体教育の意味であり、運動と保健衛生をその手段としたものである。

明治10年代前半には、衛生学の十分な成果がみられず「体育」から保健衛生面がおきざりにされ、さらに体操伝習所で指導にあったリーランドは、「体育」の手段として「軽体操」を特に重視したことから、学校での「体育」の教科である「体操」は、「軽体操（普通体操）」による身体教育という概念を生み出していく。その後、「兵式体操（歩兵操練）」と「戸外遊戯（遊戯）」が体操教科の教材とされていくが、「体育」とは運動を手段とした身体教育という概念がさらに明確になっていく。

しかし、「兵式体操」や「戸外遊戯」の教材化は身体教育の視点ではなく、むしろ徳育的性格形成や国家主義、富強主義という精神的な教育効果をめざしたもので、三育主義での「体育」の概念を越え、運動を手段とした心身の教育としての「体育」という概念を形成する。

兵式体操、戸外遊戯と同じく教材化をめざした「伝来の武術」は、文部省の否定的姿勢によ

り、正課とはなり得なかったが、時代と共に見直され「体育」の概念に包括されながらも、「武術教育」を意味する「武道」として「体育」とは一線を画する独自の概念を形成していく。昭和16年の国民学校令での鍛錬科設置で明確な形となる。

大学やその他の諸学校で自発的に行われた「運動」や「競技」は、正課外でありながら、運動を手段とした心身の教育という「体育」の概念で常に把握され、「体育」と「運動」「競技」は同義と用いられることになる。その意味では「sport」も明治時代には同様に理解されていく。

近代教育制度の確立をめざし、欧米の教育を模倣していく中で、時代的なさまざまな要請と文部省主体の学校制度推進の中で正課外に実施された運動全般も「体育」としてのみ解釈していくため、その概念は拡大を続けながら形成され、常に「教育」という観点からの把握の不合理や矛盾を呈しながら、明治時代にはきわめて日本的「体育」の概念を形成したと言える。

## 註

- 1) 岸野雄三：体育史 大修館昭和48年 21-22頁
- 2) 木下秀明：兵式体操からみた軍と教育 杏林書院 昭和57年 16頁
- 3) 井上一男：学校体育制度史 増補版 昭和45年 大修館 5頁
- 4) 今村嘉雄：日本体育史 不昧堂 昭和45年 346頁
- 5) 井上一男：前掲書 59頁
- 6) 松石安治：普通体操隊列運動法 明治19年序文、1頁
- 7) 飯塚勘蔵：小学隊列運動法 明治19年 序文
- 8) 井上一男：前掲書 35頁
- 9) 今村嘉雄：前掲書 320頁
- 10) 坪井玄道、田中盛業：戸外遊戯法 一名戸外運動法 明治18年 緒言 1頁
- 11) 今村嘉雄：前掲書 346頁
- 12) 今村嘉雄：前掲書 393頁
- 13) 小沢卯之助：武道改良教授武術体操論 明治

- 29年 138頁
- 14) 小沢卯之助：武術体操法 明治30年 緒言 1頁
- 15) 今村嘉雄：修訂19世紀に於ける日本体育の研究 1989年 第一書房 957頁
- 16) 岸野雄三：体育史講義 1984年 大修館 123-124頁
- 17) 木下秀明：日本体育史研究序説 昭和49年 不昧堂 258-259頁

## 参考文献

- 南校編：榊中体操法図 明治5年  
 東京師範学校彫刻：体操図 明治6年  
 田辺良作：小学必携体操図解 明治7年  
 天野皎：体操図解 明治7年  
 体操伝習所：新制体操法 明治15年  
 体操伝習所：新撰体操書 明治15年  
 坪井玄道、田中盛業：少学普通体操法 上 明治17年  
 坪井玄道、田中盛業：普通体操法 明治20年  
 田辺良輔：新兵体術教練 明治元年  
 松石安治：普通体操隊列運動法 明治19年  
 飯塚勘蔵：少学隊列運動法 明治19年  
 松岡彪：小学兵式体操書 明治21年  
 牧元精雅：兵式体操指範 明治21年  
 カステール訳：童女筌 明治9年  
 下村泰大：西洋戸外遊戯法 明治18年  
 坪井玄道、田中盛業：改正戸外遊戯法 明治21年  
 白浜 重敬、志々目精真：遊戯法 明治27年  
 小沢卯之助：武道改良教授武術体操法 明治29年  
 橋本新太郎：新案撃剣体操法 明治29年  
 小沢卯之助：武術体操法 明治30年  
 小沢卯之助：薙刀体操法 明治36年  
 中島賢三：木剣体操法 明治42年  
 吉岡道貫：小学校武道体操法 明治45年  
 (以上 岸野雄三監修 近代体育文献集成 第1期、第2期 日本図書センターより)  
 F.W. Srtange: Outdoor Games 1883年  
 坪井玄道、田中盛業：戸外遊戯法一名戸外運動法 明治18年  
 高橋慶太郎：ベースボール術 明治29年  
 中馬庚：野球 明治30年  
 高橋雄二郎：新式ベースボール術 明治31年  
 高橋忠次郎他：最新ベースボール術 明治32年

橋戸信：最近野球術 明治 38 年

東京教育大学体育学部体育史研究室：図説体育史  
1964 年 新思潮社

水野忠文他：体育史概説 昭和 43 年 杏林書院

今村嘉雄：リーランド博士 昭和 43 年 不昧堂

木下秀明：スポーツの近代日本史 杏林書院 昭  
和 51 年

木下秀明編：体育・スポーツ書解題 昭和 56 年

不昧堂

女性体育史研究会：近代日本女性体育史 昭和 56  
年 日本体育社

川島虎雄：日本体育史研究 昭和 57 年 黎明書房

岸野雄三、竹之下休蔵：近代日本学校体育史 昭和  
58 年 日本図書センター

岸野雄三他編：新版近代体育スポーツ年表 昭和  
61 年 大修館